

- 一 測量計画機関
板柳町
- 二 測量の種類
公共測量（デジタル空中写真測量、写真地図作成）
- 三 測量の期間
令和元年七月三十一日から令和二年一月二十四日まで
- 四 測量の地域
北津軽郡板柳町地内

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和元年八月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社坂工務店
- 二 代表者の氏名 坂幸治
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市大字十日市字下谷地九の三
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―二七）第一七六三八号
- 五 取消年月日 令和元年七月十九日
- 六 取消しに係る建設業の許可
建築工事業及びとび・土工工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
令和元年五月二十二日前記建設業者が破産手続開始の決定により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和元年八月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社みずなし
- 二 代表者の氏名 水梨雅弘
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市柏崎四丁目一四の三一
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―三〇）第一六八〇〇号
- 五 取消年月日 令和元年七月三十日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
令和元年七月十三日前記建設業者が前記建設業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

（発行者・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青森県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭